

令和5年度沼津市省エネ家電購入補助事業 よくあるご質問

令和5年11月1日 作成

Q1 対象者について

- Q1-1 補助対象者（個人）の条件は？
- Q1-2 補助対象者（事業者）の条件は？
- Q1-3 補助対象となる機器を購入した後に、沼津市へ引っ越した。補助の申請はできるか？
- Q1-4 補助の申請は、世帯主でないといけないのか？
- Q1-5 世帯の区別はどのように判断するのか？
- Q1-6 住民票上は同じ世帯になっているが、実際は二世帯住宅で生活を別に行っている場合、それぞれが1回ずつ申請することはできるか？
- Q1-7 本補助金とは別の補助制度を併用することはできるか？
- Q1-8 （事業者の場合）沼津市内の店舗で使用するための機器を購入したいが、本社は市外にある。補助の対象になるか？
- Q1-9 前回（令和4年度）に市の省エネ家電補助金をもらっているが、今回（令和5年度）も申請できるか？

Q2 対象機器について

- Q2-1 補助の対象となる機器とは何か？
- Q2-2 省エネルギー基準達成率の確認方法は？
- Q2-3 「省エネ型製品情報サイト」に掲載されていない機器は、補助の対象にならないのか？
- Q2-4 LED電球は補助の対象機器か？
- Q2-5 家電量販店でオリジナル製品を購入した。この商品は補助金の対象となるか？
- Q2-6 リース品やレンタル品は補助の対象になるか？
- Q2-7 リサイクルショップ等で販売されている中古品は補助の対象になるか？
- Q2-8 展示品など保証書がない品は補助の対象になるか？
- Q2-9 いつ以降に購入した機器から補助の対象になるか？
- Q2-10 12月1日より前に代金を支払った機器の納品日が12月1日以降の場合、補助の対象になるか？
- Q2-11 市内にある家電量販店のオンラインストアで購入した機器は補助の対象になるか？
- Q2-12 補助対象となる機器を購入した者が世帯主ではない場合、申請書は誰の名前で書けばよいか？

Q3 補助額について

- Q3-1 補助率・補助額はいくらか？
- Q3-2 設置工事費や付属品の費用は、機器の本体価格に含まれるか？
- Q3-3 値引きは機器の本体価格に含まれるか？
- Q3-4 税込4万円未満の機器を複数購入して、合計4万円以上として申請してよいか？
- Q3-5 複数の機器をまとめて買った場合、それら全てに補助金が出るのか？

Q3-6 商品券やポイントを使用して機器を購入した場合、補助の対象になるか？

Q3-7 機器の購入により販売店からもらえるポイントは、補助額に影響するか？

Q4 申請について

Q4-1 受付期間はいつからいつまでか？

Q4-2 申請に必要な書類は何か？

Q4-3 領収書には何が書かれている必要があるか？

Q4-4 レシートが長いので、対象機器の本体価格の部分だけを写して提出しても良いか？

Q4-5 保証書には何が書かれている必要があるか？

Q4-6 申請者本人以外の人（代理人）が申請者の代わりに申請書や誓約書を記入してもよいか？

Q4-7 誓約書に押印する印は、実印である必要があるか？

Q4-8 自分の代わりに、販売店や工務店に申請書を郵送させたり、窓口へ届けさせてもよいか？

Q4-9 市民窓口事務所など、環境政策課以外の窓口申請書類を提出することはできるか？

Q4-10 住民票の写しに必要な記載事項は何か？

Q4-11 住民票の有効期限は？

Q4-12 申請者以外の口座を記載してもよいか？

Q1 対象者について

Q1-1 補助対象者（個人）の条件は？

- ① 申請日時時点で沼津市内に住所を有していること
- ② 令和5年12月1日(金)以降に、沼津市内の店舗又は事業所で補助対象となる機器（Q2-1のとおり）を4万円（税込本体価格）以上購入したこと
- ③ 住民基本台帳上の同一世帯で生活している方が、本補助金の交付を受けていないこと（同一年度内で補助の申請は1世帯あたり1回まで）

Q1-2 補助対象者（事業者）の条件は？

- ① 申請日時時点で沼津市内に事業所を有していること
- ② 令和5年12月1日(金)以降に、沼津市内の店舗又は事業所で補助対象となる機器（Q2-1のとおり）を4万円（税込本体価格）以上購入したこと
- ③ 本補助金の交付を受けていないこと（同一年度内で補助の申請は1事業者あたり1回まで）

Q1-3 補助対象となる機器を購入した後に、沼津市へ引っ越した。補助の申請はできるか？

申請日時時点で沼津市に住所を有していることが条件であるため、以下を満たす場合には、補助の申請が可能です。

- ① 機器の購入日が令和5年12月1日(金)以降であること
- ② 沼津市内の店舗又は事業所で補助の対象となる機器を購入したこと
- ③ 申請書類に沼津市の住民票の写しを添付できること

Q1-4 補助の申請は、世帯主でないといけないのか？

世帯主以外の方でも、同一世帯の世帯員であれば申請できます。ただし、補助の申請は、1世帯あたり1回までです。

Q1-5 世帯の区別はどのように判断するのか？

住民基本台帳上の世帯で判断します。申請にあたっては、世帯全員の住民票の写しの提出が必要です。

Q1-6 住民票上は同じ世帯になっているが、実際は二世帯住宅で生活を別に行っている場合、それぞれが1回ずつ申請することはできるか？

できません。同一世帯か否かは、住民基本台帳に基づき決定します。住民票に同一世帯員として記載されている場合、別々に申請することはできません。

Q1-7 本補助金とは別の補助制度を併用することはできるか？

本補助金とは別の補助制度は併用できません。国、地方公共団体、その他の団体による他の補助金を受けて機器を購入した場合は、補助の対象にはなりません。

Q1-8（事業者の場合）沼津市内の店舗で使用するための機器を購入したいが、本社は市外にある。補助の対象になるか？

補助の対象になります。沼津市内に事業所を有する者を補助の対象としていますので、市内の事業所が本社である必要はありません。

Q1-9 前回（令和4年度）に市の省エネ家電補助金をもらっているが、今回（令和5年度）も申請できるか？

令和4年度に「沼津市省エネ家電購入費補助金」の交付を受けているかどうかは申請の条件に含まれませんので、今回（令和5年度）も申請することができます。

Q2 対象機器について

Q2-1 補助の対象となる機器とは何か？

省エネルギー基準達成率が100%以上である以下のものです。

エアコン（目標年度 2027年度 または 2029年度）

照明器具（目標年度 2020年度）

テレビ（目標年度 2026年度）

冷蔵庫（目標年度 2021年度）

冷凍庫（目標年度 2021年度）

ただし、以下を全て満たすものであることが条件です。

- ① 令和5年12月1日(金)以降に購入したものであること
- ② 購入した時点で新品であること
- ③ 沼津市内の店舗又は事業所において補助の対象者が購入したものであること
(インターネット購入を除く)
- ④ 販売、譲渡又は貸付けを目的として購入したものでないこと

Q2-2 省エネルギー基準達成率の確認方法は？

省エネルギー基準達成率は、以下のいずれかの方法で確認してください。

方法① 「省エネ型製品情報サイト」で品番を検索

方法② 店頭やカタログに表示されている省エネラベルを確認

方法③ 店舗やメーカーに問い合わせ確認

方法④ (LED電灯器具の場合のみ)

「光源色」と「固有エネルギー消費効率 1m/W」を下表の計算式に当てはめることで、省エネ基準達成率を計算することができます。

光源色	省エネ基準達成率 (%)
昼光色・昼白色・白色	固有エネルギー消費効率 (1m/W) ÷ 1.0
温白色・電球色	固有エネルギー消費効率 (1m/W) ÷ 0.5

※方法②～③の場合は、達成率が確認できるカタログ等の写しを申請書に添付してください。

※方法④の場合は、「光源色」と「固有エネルギー消費効率 1m/W」が確認できるカタログ等の写しを申請書に添付してください。

Q2-3 「省エネ型製品情報サイト」に掲載されていない機器は、補助の対象にならないのか？

省エネルギー基準達成率が100%以上であることなどの要件を満たしていれば、「省エネ型製品情報サイト」に掲載されていない機器でも補助の対象になります。その場合、達成率が確認できるカタログ等の写しを申請書に添付してください。

Q2-4 LED電球は補助の対象機器か？

単体のLED電球は、補助の対象機器に含まれません。

Q2-5 家電量販店でオリジナル製品を購入した。この商品は補助金の対象となるか？

補助対象機器の条件（Q2-1のとおり）を満たしている商品であれば対象となります。オリジナル製品の省エネルギー基準達成率については店頭でご確認の上、達成率が確認できるカタログの写し等を申請書に添付してください。

Q2-6 リース品やレンタル品は補助の対象になるか？

補助対象者に所有権がないため、補助の対象になりません。

Q2-7 リサイクルショップ等で販売されている中古品は補助の対象になるか？

補助の対象になりません。補助の対象になるのは、新品未使用のものに限ります。

Q2-8 展示品など保証書がない品は補助の対象になるか？

メーカーが発行する保証書がない品は補助の対象になりません。

また、展示の際に通電していた品は新品にあたらなため補助の対象になりません。

Q2-9 いつ以降に購入した機器から補助の対象になるか？

令和5年12月1日（金）以降に購入した機器が補助の対象になります。

Q2-10 12月1日より前に代金を支払った機器の納品日が12月1日以降の場合、補助の対象になるか？

補助の対象になりません。契約や注文をして購入が確定した日が購入日であるため、代金の支払いが12月1日より前の場合は、補助対象になりません。

同様の理由により、納品を12月1日より前に受けた機器も補助対象になりません。

Q2-11 市内にある家電量販店のオンラインストアで購入した機器は補助の対象になるか？

インターネット購入した機器は、補助の対象になりません。

Q2-12 補助対象となる機器を購入した者が世帯主ではない場合、申請書は誰の名前で書けばよいのか？

世帯主以外の方でも申請できます。この場合、申請書は機器を購入した方の名前を記入してください。

Q3 補助額について

Q3-1 補助率・補助額はいくらか？

補助額は、補助の対象となる機器の本体価格（税込）の25%以内です（千円未満切捨て）。
補助の上限は5万円です。

Q3-2 設置工事費や付属品の費用は、機器の本体価格に含まれるか？

含みません。機器本体の購入費のみが、補助の対象経費となります。

Q3-3 値引きは機器の本体価格に含まれるか？

機器本体の価格を直接値引くものは、その値引き額を全て含みます。
ただし、本体価格以外の費用（長期保証料、取付費、リサイクル料など）に対する値引きであることが明らかな場合は、含める必要はありません。

Q3-4 税込4万円未満の機器を複数購入して、合計4万円以上として申請してよいか？

補助の対象機器は複数購入可能であるため、本体価格の合計が4万円以上であれば、申請することができます。

Q3-5 複数の機器をまとめて買いした場合、それら全てに補助金が出るのか？

補助対象機器を複数購入した場合、それら全てを申請することができます。この場合、領収書によって機器ごとの本体価格が確認できる必要があります。補助金額は、補助対象機器の本体価格の合計額（税込）に基づいて決定します。なお、申請は1世帯あたり1回が限度であり、1世帯に対し補助上限額の5万円を超えて補助金を交付することはありません。

Q3-6 商品券やポイントを使用して機器を購入した場合、補助の対象になるか？

補助の対象になります。会計方法について、現金、クレジットカード、商品券、ポイント等の手段は問いません。

Q3-7 機器の購入により販売店からもらえるポイントは、補助額に影響するか？

影響しません。補助額は、本体価格の合計額（税込）に基づき決定します。支払金額に応じて付与されるポイントや、お客様が利用するクレジットカード会社が実施する請求額の減額等は考慮しません。

Q4 申請について

Q4-1 受付期間はいつからいつまでか？

令和5年12月4日(月)から令和6年2月9日(金)までです。ただし、予算がなくなり次第受付を終了しますので、予算残額にご注意ください。

Q4-2 申請に必要な書類は何か？

- ・補助金交付申請書兼請求書（ホームページからダウンロードできます）
- ・誓約書（ホームページからダウンロードできます）

- ・購入日、型番、購入費とその内訳、購入店名が分かる書類（領収書等）の写し
- ・製造事業者（メーカー）が発行する保証書の写し
- ・個人の場合は世帯全員の住民票の写し
- ・事業者の場合は登記簿謄本（法人登記をしていない場合は、代表者の住民票の写し）
 - ・事業者の場合は機器を設置する事業所の営業実態が確認できる書類の写し（開業届や営業許可証など）
 - ・省エネルギー基準達成率が確認できるカタログ等の写し（「省エネ型製品情報サイト」で達成率を確認できる場合は不要です）

Q4-3 領収書には何が書かれている必要があるか？

購入日、型番、購入費とその内訳、購入店名が書かれている必要があります。

Q4-4 レシートが長いので、対象機器の本体価格の部分だけをコピーして提出しても良いか？

一部分だけをコピーした領収書は無効です。

また、内訳等記載の一部が欠落していて内訳と合計額が一致しない領収書も無効です。

Q4-5 保証書には何が書かれている必要があるか？

メーカー名や型番など、納品された機器が、申請書裏面に記載した申請機器と同一の物であると確認できる情報が書かれている必要があります。

Q4-6 申請者本人以外の人（代理人）が申請者の代わりに申請書や誓約書を記入してもよいか？

申請書については、署名や記名押印を必要としませんので、申請者本人の同意のもと代理人が記入することも可能です。

誓約書については、申請者本人による署名または記名押印が必要ですので、申請者本人が誓約事項を確認した上で、氏名の横に押印をする場合に限り、申請者本人の同意のもと代理人が記入することが可能になります。

Q4-7 誓約書に押印する印は、実印である必要があるか？

実印を使用する必要はありません。認印で可。

Q4-8 自分が窓口に行けない場合は、代理人に窓口へ届けさせてもよいか？

申請者本人の同意に基づき、代理の方が申請書を提出することは可能です。その場合に、委任状の作成は不要です。

Q4-9 市民窓口事務所など、環境政策課以外の窓口申請書類を提出することはできるか？

市民窓口事務所やその他の窓口で、申請書類を提出することはできません。庁舎7階の環境政策課まで直接持参するか、郵送により申請してください。

Q4-10 住民票の写しに必要な記載事項は何か？

まず、世帯全員の住民票である必要があります。

続柄は必須ではありませんが、支障がなければ記載してください。
本籍、個人番号（マイナンバー）及び住民票コードは記載不要です。

Q4-11 住民票の有効期限は？

住民票の発行日が、申請日の直近3か月以内のものであれば有効です。
ただし、申請日時点の世帯の状況と異なる内容の住民票は無効です。住民票取得後に転居転出や世帯員の増減が生じた場合は、住民票を取り直してください。

Q4-12 申請者以外の口座を記載してもよいか？

住民基本台帳上の同一世帯員の口座であれば振込先に指定することができます。
※成年後見人等の理由により申請者以外の口座（口座名が申請者名と異なる場合を含む）を振込先に指定する場合は、追加の確認書類の提示を求められることがありますので、事前にお問い合わせください。